10/6 県福

国、辺野古代執行へ提訴

沖縄知事「県の主張を検討」

代執行までの流れ

勧告　9月19日
（国土交通相から沖縄県知事へ）
←知事は承認せず
指示　28日
←知事は承認せず
国交相が高裁に提訴　10月5日
←
15日以内に口頭弁論
←国が勝訴なら
知事が承認　←知事が承認せず
国交相が承認

代執行

米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古移設を巡り、斉藤鉄夫国土交通相は5日、軟弱地盤改良工事の設計変更を玉城デニー県知事に代わって承認する「代執行」に向け、福岡高裁那覇支部に提訴した。15日以内に口頭弁論が開かれる。国が勝訴すれば、高裁は知事に承認を命令。知事が従わなければ、国交相が代わりに承認し、防衛省は工事に着手できる。知事は5日「訴状の内容を確認し、県の主張などを検討していく」と述べた。

9月4日の最高裁判決で承認義務を負った知事が対応しなかったことを受け、国交相は19日、知事に承認を勧告。28日にはより強い「指示」を出した。回答の期限を迎えた10月4日、知事が「承認は困難」と表明したため、提訴に踏み切った。

国交相は5日「知事が承認しなかったことは遺憾だ。最高裁判決に沿って、法律に基づいた対応をすべきなのは明らかで、速やかに承認すべきとの考えに変わりはない」と記者団に述べた。

知事が訴訟で負けた場合、上告できる。逆転勝訴まで制度上、工事を止めることはできない。

国が地方に事務を委ねる機関委任事務を廃止し、国と地方の関係を対等とする2000年の地方分権一括法施行後、国が代執行訴訟を起こすのは15年以来2例目となる。当時、翁長雄志（おながたけし）県知事が辺野古沿岸部の埋め立て承認を取り消したため、撤回を求めて提訴したが、和解が成立。代執行は見送られており、今回、代執行に至れば初のケースとなる。

地方自治法によると、公有水面の埋め立てに関する手続きなど国が任せている「法定受託事務」の管理や執行を知事が怠った場合などに、所定の手続きを経て担当相が代わりに事務を行える。

移設工事を巡っては、地盤改良が不要な南側への土砂投入は、ほぼ終了した。

地方自治法に基づく代執行　国が知事に任せている国政選挙や国道の管理などに関する「法定受託事務」を、閣僚が代わりに行う手続き。地方自治法は、事務の管理や執行について知事に法令違反や怠慢があり、著しく公益を害することが明らかな場合、勧告、指示、提訴などを経て代執行を行うことができると定めている。倒壊の恐れがある空き家を、所有者に代わって自治体が強制撤去するといった例は行政代執行法に基づく対応で、地方自治法とは根拠が異なる。